

第16日

令和元年12月20日（金）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

委員会に付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第94号議案ほか4件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第94号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第94号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が制定されたことにより、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されます。

本件は、会計年度任用職員の分限や懲戒処分等の取り扱いを定め、関係する条例の規定整備をしようとするものです。なお、会計年度任用職員の給与と費用弁償を定める条例については、令和元年第4回定例会において可決されています。また、今回の地方公務員法の改正により特別職の公務員ではなくなる区会長などに対して、令和2年4月1日以降も公務災害等が生じた場合に、公務災害補償が受けられるよう経過措置が設けられています。

委員会では、会計年度任用職員数の見込みを確認したところ、現在の臨時的任用職員、嘱託職員から移行される方がほとんどであり、臨時的任用職員が約50名、嘱託職員が約250名見込まれるとのことでした。また、区会長の分限等について確認しました。執行部によるとこれまで区会長は非常勤特別職の公務員となっていました。地方公務員法の厳格化により区会長については特別職の公務員にはなじまないとの国からの指導があったことから、公務員の身分がなくなります。

よって、市が区会長と協定を結び、これまでどおり活動していただき、報酬についてはこれまでと同額を謝金として支払うことを考えているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

国家公務員の給与改定方針に準じて、職員の給与を改定しようとするものです。まず、勤勉手当について、本年12月支給分から0.05月を引き上げ、支給月数を0.975月とし、令和2年度以降は6月と12月の支給月数を平準化し、それぞれ0.95月としようとするものです。

次に、給料表について国家公務員の給料表に準じ、本年4月から給料表を改定しようとするもので、執行部によると35歳以下の職員が給料の引き上げの対象となるとのことです。次に、住居手当について、令和2年4月から支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、住居手当支給額の上限を2万7,000円から2万8,000円に引き上げようとするものです。

なお、支給対象となる家賃額の下限を引き上げることにより、受給している住居手当支給額が下がる職員がありますが、国や福岡県では経過措置による激変緩和が行われます。市は福岡県に準じ、令和2年度は住居手当支給額の下がる金額を2分の1とし、令和3年度は下がる金額を4分の3とする経過措置が設けられています。

委員会では、勤勉手当の引き上げによる必要額を確認したところ、執行部は約927万円を見込み、給料表の改定分も含めると約1,274万円を見込んでいるとのことです。朝倉市が人事院勧告にそのまま準拠することについての考え方をたざしたところ、執行部によると人事院勧告は全国の企業規模50人以上の1万2,500民間事業所について、4月1日時点の給与を調査し、官と民の比較を行っていること、また朝倉市は人事委員会を置く規模にないことから、国の人事院勧告に準じているとのことです。

また、平成29年7月九州北部豪雨の災害から2年しか経過しておらず、人事院勧告に準じることに對して、十分な検討がなされたのかをたざしました。執行部によると、憲法に保障される労働基本権が公務員は制約されていること、その代償措置として人事院勧告があることから雇用者としては人事院勧告を重く受けとめるものだと認識しているが、この時期に給与改定を行うことについては、人事院勧告ありきとするのではなく、現在の財政状況等を踏まえて、協議等の上、この改定内容に至っているとのことです。

また、給与改定を据え置き、復興に臨む姿勢を見せるべきではないのかとの意見がありました。執行部によると本年も人事院は官民格差が認められたことから、人事院勧告を行っており、現在の本市の状況は昨年度、一昨年度と同じく、先は見通せない状況ではありますが、職員の士気を保ち、復旧・復興を推進するためにも、本年度も給与改定を行う必要があると判断したとのことです。さらに、ラスパイレス指数を確認したところ、執行部によると平成30年度は朝倉市は99.0、県内の市の平均は99.4、朝倉市は県内26市中19番目とのことです。なお、全国の市の平均は99.1とのことです。

本委員会としましては、平成29年7月九州豪雨の被災からまだ2年5カ月であります、職員の士気を高めるためにも人事院勧告に準拠し、給与改定を行い、職員の復興への取り組みに期待するとともに、この給与改定が十分に考慮された上での決断であることが確認できたことから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案朝倉市高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院に就学することが経済的な理由で困難な方に対し、朝倉市高等学校等奨学金を貸与しています。奨学金には主に学費等に充てられる進学奨励金と、入学時に要する資金のための入学支度金とがあり、これまではどちらも入学後に申請され、審査を経て貸与されていました。本件は入学支度金について希望があれば、入学前にも前倒しして貸与できるようにしようとするもので、令和2年度入学者から適用が予定されています。

委員会では、奨学金の貸与状況を確認したところ、令和元年度現在、奨学金の貸与者は4名、うち全員に進学奨励金を貸与しており、私立大学の3名に対し、それぞれ年額23万4,000円を、公立高校の1名に対し、年額9万円を貸与しているとのことです。また、入学支度金については私立大学の3名のうち、本年度に入学した1名に対し、7万6,000円を貸与しているとのことです。なお、奨学金の償還については卒業後半年を経過した後、月払い、半年払い、年払い、一括払いから選択して、償還していただいているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第102号議案朝倉市男女共同参画センター条例の制定についてです。

男女共同参画社会の形成の推進を図るため、朝倉市男女共同参画センターを設置しようとするもので、現在、杷木池田にある女性センターを運用している施設を転用して設置します。執行部によると、女性センターは補助金の交付を受けていることから、補助金を返還せず転用できるよう財産処分承認の事前審査が終わっていますが、これまで女性センターで実施していた事業で、同種の社会資源が充足していないと判断されるものについては、一定継続することが転用の条件となっているとのことです。

よって、朝倉市男女共同参画センターにおいては、引き続き就学支援講座等を実施するとともに、新たに男女共同参画にかかる研修、情報提供や各種相談業務、男女共同参画の視点からの地域防災力の推進等を実施していくとのことです。

委員会では、現在の女性センターに朝倉市男女共同参画センターを設置することから、多くの方に利用いただくための今後の活動の考え方などをたどりました。執行部によると、男女共同参画審議会から早い時期に男女共同参画センターを設置するよう指摘を受け、設置場所の検討も重ねた結果、まず男女共同参画センターの設置を優先し、職員が事業の推進に精いっぱい努めるとのことです。また、男女共同参画センターを拠点として啓発活動等を行います。講座については男女共同参画センターだけではなく、ピーポート甘木や朝倉地域生涯学習センターの会議室、研修室等も活用し、推進活動をあわせて行っていくとのことです。

本委員会としましては、長年朝倉市男女共同参画センターの設置は望まれていたことであり、またこれまで女性センターが取り組んできた事業を継続して運営をしていくことは重要であることから、よりよい運営が行われることを期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第107号議案指定管理者の指定について（朝倉地域体育施設）です。

朝倉市朝倉体育センター、朝倉市朝倉テニスコート、朝倉市朝倉球場及び朝倉市朝倉ゲートボール場の指定管理者を「株式会社クリーン商会・株式会社スポーツ・プラスワン共同企業体」に指定しようとするもので、指定の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までです。朝倉市朝倉体育センターほか3施設は、平成24年度から指定管理者制度を導入し、現在株式会社クリーン商会が指定管理者となっていますが、指定の期間が令和2年3月31日に終了します。

執行部によると、本年9月に指定管理者の公募を行ったところ、2団体からの応募があり、朝倉市指定管理者候補者選定委員会において審査が行われ、「株式会社クリーン商会・株式会社スポーツ・プラスワン共同企業体」が候補者として選定されたとのことでした。

委員会では、現在、株式会社クリーン商会のみが指定管理者となっていますが、指定管理者候補者選定委員会の審査において、「株式会社クリーン商会・株式会社スポーツ・プラスワン共同企業体」が指定管理者となることについて、どのような点が評価をされたのかをただしたところ、施設管理については株式会社クリーン商会が専門であり、自主事業など新たなサービスを起こすことについては、専門性がある株式会社スポーツ・プラスワンが行うことで、体育施設が持つ機能がさらに高まることが評価されたとのことでした。

また、指定管理のもと事故が発生した場合の責任について確認したところ、指定管理者が市に損害を与えた場合の対策として市と指定管理者で締結する基本協定の中で、損害賠償の責任事項を設けており、指定管理者に起因する事故においては、指定管理者の責任で対処するとのことでした。

本委員会としましては、共同企業体による指定管理により体育施設利用者が増加することを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。7番佐々木議員。

○7番（佐々木明子君） 102号議案男女共同参画センターの条例の指定についてですが、引き続き就学支援講座等を実施すると述べられましたが、就業支援でございますので、訂正お願いいたします。

○議長（堀尾俊浩君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第94号議案地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第95号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案朝倉市高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第102号議案朝倉市男女共同参画センター条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第102号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第107号議案指定管理者の指定について(朝倉地域体育施設)を議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第107号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第91号議案ほか3件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) 皆様おはようございます。ただいま議題となりました第91号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第91号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてです。

国民健康保険被保険者証作成業務委託料として、債務負担行為を追加するもので、期間は令和2年度、限度額は85万円です。本補正により、債務負担行為を設定することで業者選定などの準備を進め、新年度からの業務に備えるものであるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第93号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、印鑑登録証明、事務処理要領の一部が改正されたため、印鑑条例を改正しようとするものです。

現在、成年被後見人からは印鑑登録の申請を受けることができませんが、改正後は印鑑登録に対する意思能力を有しないものについて、印鑑登録の申請を受けられないようにするものです。これにより、成年被後見人でも意思能力を有している場合には、印鑑登録が可能となります。審査にあたりましては、成年被後見人の意思能力の有無をどのように確認するのかという点について、ただしました。

執行部によりますと、申請時に市役所の窓口にて法定代理人が同行しており、かつ成年被後見人本人による申請があった場合に、意思能力があるとみなすとのこと。また、成年被後見人は家庭裁判所が選任し、その資格については登記事項証明書をもって確認することができるとの説明がありました。

本委員会としましては、今回の改正により不正申請等のおそれが拡大するものではないことを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第101号議案朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定についてです。

部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令が施行されたことに伴い、部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し、人権擁護を図り、もって差別のない全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与するため、この条例を制定しようとするものです。

近年制定された個別の人権課題の解決に向けた法律として、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ対策法、部落差別解消推進法、アイヌ施策推進法が挙げられます。また、インターネット上での人権侵害や性的少数者への偏見など、新たな人権課題が顕在化していることに加え、本市においても平成29年の豪雨災害時に、ボランティア希望者が朝倉市内の同和地区はどこか尋ねるといった重大な差別問い合わせ事象が発生しており、本市の人権が尊重されるまちづくりの取り組みのさらなる推進が求められています。

この条例は、現行の朝倉市差別をなくし人権を守る条例の全部を改正するもので、主な改正点は市の責務などとして、差別事象の実態把握と再発防止に向けた対策を行うことを追加するとともに、相談体制・教育の充実、必要に応じた差別の実態調査及び朝倉市人権教育啓発懇話会の意見を聴取することを新たに定めるものです。

審査にあたりましては、相談体制の充実をどのように図っていくのかという点についてただしました。執行部によりますと、あらゆる差別問題に関しての相談を受けた場合、まず電話や本人及び関係者との面談による事実確認を行い、確認した事実をもとに関係機関にも連絡をとり、当該発言をした人物及び所属事務所などの人権問題への認識を確認し、その後の研修などにつなげていくとのこと。また、委員会では県内及び近隣自治体の差別問題に関する条例の制定状況をあわせて確認しました。福岡県は、平成31年3月に条例を制定しており、県内でも令和元年5月現在、6市町が条例を制定しています。なお、人権問題に対する連携、協力体制の拠点とするため、平成27年度から朝倉地区人権啓発情報センターを設置しており、筑前町、東峰村においても同じ内容の条例案をそれぞれ12月定例会に上程しているとのこと。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第108号議案指定管理者の指定について（老人福祉センター）です。朝倉市老

人福祉センター条例第12条第1項の規定に基づき、朝倉市朝倉老人福祉センター及び朝倉市杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求められているものです。

審査にあたりましては、施設の管理運営上の事故があった場合の責任の所在についてたどりました。基本協定書の定めに基づき、管理運営上のかしによる事故及びこれに伴う第三者への損害については、指定管理者が責任を負います。また、指定管理者が受託業者へ業務委託した場合は、指定管理者と受託業者との契約の中で責任の所在について取り決めがなされます。ただし、市は万が一にも事故等が起こらないよう指定管理者に対する指導を行っていく必要があることを委員会として確認しました。

加えて、朝倉老人福祉センター屋上での保守点検作業について、市が適切な施設管理の面から指定管理者及び受託業者に状況確認を行ったところ、通行人及び作業員の安全確保への配慮に欠ける点が認められたため、安全確認などの徹底を行うよう指導を行ったとの報告がありました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第91号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第108号議案指定管理者の指定について（老人福祉センター）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第108号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第92号議案ほか8件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇）

○建設経済常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第92号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第92号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）についてです。

資本的支出のうち、建設改良費として筑後川中流右岸流域下水道事業建設負担金を135万9,000円増額補正するものです。これは、当初福童浄化センターの機械設備等の整備を行う予定であったものが、その後汚水幹線の耐震構造についての見直しも行うことになり、汚水幹線の点検・調査・設計の経費が必要となったものです。また、事業内容の変更により総事業費は減額となったものの処理施設整備の国庫補助率が3分の2であることに対し、

管渠施設整備は2分の1であることから、市の負担金額が増額したとのことでした。

本委員会としましては、関係団体との調整がなされたものであるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、道路法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、両条例に規定する占用料の取り扱いについて、消費税率の引き上げ及び固定資産税の評価替えなどを踏まえた額の改定を行うもので、それぞれ令和元年10月1日、令和2年4月1日から施行されます。消費税率の改正は令和元年10月1日施行のため、関係する市の条例については一括して平成31年3月議会で議決をしていましたが、政令の改正にあわせた運用を図るため、今回条例の整備を行うものです。

本委員会としましては、法律の改正に伴う条例改正であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案朝倉市営住宅専用水道設置条例及び朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、水道法施行令の第5条が第6条に改正されたことに伴い、水道法施行令を引用していた両条例について整理を行うものです。

本委員会としましては、法律の改正に伴う条例改正であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第99号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、管理者から指定を受けた水道の給水装置工事を行う、指定給水装置工事事業者の資質の維持向上を図るため、水道法の改正により、5年ごとの更新制を導入したことに伴い、その申請に必要な手数料について定めるものです。また、水道法施行令の第5条が第6条に改正されたことに伴い、水道法施行令を引用していた本条例について整理を行うものです。

本委員会としましては、法律の改正に伴う条例改正であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第100号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、下水道の宅内排水設備工事を施工することができる指定工事店の指定及び責任技術者の登録資格に関する規定の整備を行うものです。

本委員会としましては、法律の改正に伴う条例改正であるため、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案から第105号議案土地改良事業計画の概要についての3議案については、関連がありますので、あわせて報告いたします。

平成29年7月九州北部豪雨により、農地や農業用施設に甚大な被害が発生し、特に原形

復旧が極めて困難な河川沿いの地域については、市営土地改良事業として土地改良法に基づく区画整理を行います。市内全体で200ヘクタールを15地区、19換地区に地区割りし、事業を進めており、そのうち事業計画概要がまとまった地区から議会に上程し、3月議会及び9月議会で12地区について議決しましたが、今回3地区について議会の議決を求めるものです。それぞれの事業概要は、第103号議案白木谷川流域地区は杷木白木及び杷木池田の農地、約11.4ヘクタール、概算事業費は6億2,124万7,000円、権利者57名、工事期間は令和元年度から令和5年度。

第104号議案、北川道目木・梅ヶ谷地区は杷木志波の農地、約8ヘクタール、概算事業費は6億5,879万3,000円、権利者56名、工事期間は令和元年度から令和5年度。

第105号議案、妙見川流域第三地区は、須川及び古毛の農地、約4ヘクタール、概算事業費は9,064万3,000円、権利者43名、工事期間は令和元年度から令和5年度を予定しています。

また、事業費の負担割合は、農地については国が98.2%、市が1.26%、地元負担が0.54%、農業用施設については国が99.9%、市が0.08%、地元負担が0.02%とのことでした。地元負担金については、概算事業費を提示し、個人の農地等の事情により金額を想定していただいた上で、事業の合意をいただいているとのことでした。

また、権利者の中には以前にも農地が被災し、負担金を支払い復旧したが、再度被災している方もいるため、費用負担等を含めた今後の営農継続に対する不安を解消するためにも、事業費が少しでも高くないように設計などでも注意を払いながら事業を進め、営農再開の支援についても農業振興課や関係機関との連携を図りながら、効率よく事業を行っていくとのことでした。

本委員会としましては、現地視察を行い、事業概要などを再度確認した上で農地の早期復旧を期待し、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第106号議案市道路線の認定についてです。

下原5号線延長45.7メートル、幅員6メートルについて、朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により、道路用地として寄付を受けたことに伴い認定するものです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員、アスファルトの厚み等が認定基準に合致することを確認しました。本委員会としましては、要綱に基づき適正に整備されていることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) それでは、第92号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第97号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市営住宅専用水道設置条例及び朝倉市営簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第99号議案朝倉市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案朝倉市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第103号議案土地改良事業の概要について（白木谷川流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第103号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第104号議案土地改良事業計画の概要について（北川道目木・梅ヶ谷地区）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第104号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第105号議案土地改良事業計画の概要について（妙見川流域第三地区）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第105号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第106号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第106号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第90号議案の審議を行います。

それでは、第90号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算(第4号)についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号の審議を行います。

それでは、発議案第3号朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時55分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、総務文教常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、意見書案第3号について、総務文教常任委員長から提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 小島清人君登壇)

○総務文教常任委員長(小島清人君) それでは、意見書案第3号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。朝倉市では過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項が適用され、杷木地域において過疎対策事業により地域振興が図られてきましたが、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末をもって失効することとなります。引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であることから、新たな過疎対策法の制定を求めるとともに、現在、過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項に規定される過疎地域についても新たな過疎対策法において引き続き、過疎地域として適用されるよう求めるものであります。

以上、提案理由を御説明いたしました。皆様方におかれましても、何とぞ御賛同賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、総務文教常任委員長の説明を終わります。

(総務文教常任委員長 小島清人君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) お諮りいたします。発議案第4号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時58分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第4号について質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第3号、発議案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第3号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第4号については討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第4号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。
以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。
これにて、令和元年第5回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時1分閉会